

## 土井教之・西田稔編著『ベンチャービジネスと起業家教育』

御茶の水書房、2002年

高橋美樹

関西学院大学産業研究所での共同研究から生まれた本書は、ベンチャービジネスの中でも、とくにイノベーション、起業家教育に焦点を合わせ、日本のみならず諸外国での実態を多面的に明らかにした論文集である。

本書の構成はつぎのとおりである。

序章	ベンチャービジネスと起業家教育	土井教之
第I部	イノベーション・システムと教育	
第1章	イノベーション・システムと起業家教育	西田 稔
第2章	ドイツにおける起業家活動のための教育と訓練	Karl-Heinz Schmidt
第3章	米国における研究開発、ベンチャー創出と起業家教育	村田恵子、西田 稔
第II部	社会教育	
第4章	「できる人」が「できるリーダー」になるために	中川照行
第5章	ベンチャー社会教育環境の多角的研究	小林 一
第6章	ベンチャー起業家育成のための社会教育	石原俊彦
第III部	学校教育	
第7章	日本の大学におけるベンチャービジネス教育	藤沢武史
第8章	地域における起業家教育の実践——京都市地域プラットフォーム事業での検証——	定藤繁樹
第9章	初等教育における経済教育	土井教之

以下、第1章から第9章の内容を概観した上で、若干のコメントを加えたい。

第1章では、まず、歴史的な流れの中で、特許制度、大学を頂点とする公的教育システムの整備、巨大企業やその中央研究所の役割、シリコンバレーに代表されるような、イノベーション創出の社会・経済システムなどの意義が、「国のイノベーション・システム」という観点から整理される。つづいて、90年代における産業政策・イノベーション政策の大きな動きとして、産・学・官のネットワーク形成を取り上げ、イノベーション政策の理論的基礎としての市場の失敗を指摘し、政策の具体例として、日本における「公設試験研究施設」を中心としたネットワーク、米国政府によるMEP（製造業外延連携制度）支援、日米における大学およびそのTLO（技術移転機構）の役割が明らかにされる。さらに、英国、ドイツ、日本の職業教育・訓練制度の内容をふまえた上で、今後は起業家教育の重要性が増すことが論じられる。

このように本章では、イノベーション・システムおよび起業家教育という観点から、多面的な考察が見られるが、それは逆に論点や記述を曖昧にすることになっているようにも思われる。ちなみに、「中小企業庁の『白書』では、…中略…職業教育・訓練への言及が見られない」（p.39）とあるが、これは一面的な評価であろう。例えば、平成10年版の『白書』（pp.390-392）には、本書でも取り上げられているドイツのマイスター制度（職業教育）についてそれに詳しい記述がある。

第2章では、ドイツにおける専門教育・職業

訓練制度（「二元システム」）の歴史・機能に関する説明の後、日本とドイツを比較するかたちで、技能形成プロセスの違いが明らかにされる。その上で、開かれた市場（市場の「グローバリゼーション」）や資源移動の柔軟性が増大し、環境変化や競争が激化する今日では、ドイツにおける職業教育・訓練システムの再編成が求められること、また現実には、ドイツの大学等では起業家教育のための新しいプログラムが見られるようになってきていることが紹介される。さらに、これら起業家教育・訓練の成果として、ドイツにおけるベンチャービジネス、官民の起業家活動支援策が評価され、最終的に、起業家活動への支援プログラムは、「目的、タイミング、および適用される手段の強さに関して、もっと高度に調整されるべきである」（p.90）と結論づけられている。

以上のような内容を持つ2章については、前章同様、扱う範囲が広いために論点がぼけてしまっていることが指摘できる。逆に、日本ではさほど馴染みがないマイスター制度等については、もっと詳細に説明する必要がある。例えば、マイスター制度等のドイツ型職業教育・訓練システムが「十分弾力的で革新的である」（p.90）というためには、本来、マイスター制度に内在する「職業発展教育」や「職業転換教育」を前提にすると思われるからである。また、日独の技能形成プロセス比較についても、それぞれの技能・労働市場の特性、すなわち「企業（取引）特殊技能・企業内労働市場」と「一般的技能・職能別労働市場」をふまえる必要がある。

第3章では、米国を例に、ベンチャー創出とその技術シーズの歴史的展開（半導体、コンピューター、情報通信、バイオテクノロジー）、国防費を中心とした研究開発費の推移をみた後、ハイテク集積地におけるベンチャー創出の事例が取り上げられる。ルート128、シリコンバレー、オースティンの例から明らかにされるのは、核となる大学の存在、起業家の存在・流入、ベンチャー・キャピタルなどの資金供給者の存在、

空間的な近接性、連邦政府からの研究開発助成——などの共通特徴である。また、ベンチャー創出の政策的基盤として、新技術型企業支援政策（SBIR、ATP）、知的財産権政策と技術移転システム（バイ・ドール法、TLO、教育政策・起業家教育）が説明される。そして、「今後、米国の例を踏まえたうえで、日本独自の技術振興、起業家教育の方法を検討、構築していくことが重要」（p.128）であると主張する。

以上のように、本章は、日本のイノベーション政策、起業家教育方法に関して、有益な情報を提供している。しかしながら、米国の事例を真に役立てるためには、諸制度が機能する背後にある、メカニズムを明らかにする必要がある。この点については更なる考察が望まれよう。

第4章では、「できる人」といわれる人材が「できるリーダー」になるための特性要因やプロセスを科学的に明らかにしようと、試みられている。そこでは、将来の理念を語り、人々に企業の進むべき方向性を示す役割を担う「リーダー」と、事業計画の作成や予算作成などを担う「マネジメント」の違いが明らかにされ、リーダーシップを構成する主要な資質として、自己実現欲求、説明責任、直感、謙虚さ、強靱な精神力と健康、マネージメント・スキル、人間的魅力・個性をあげる。

本章の議論は、著者自身の個人的な経験（著者は日本コーリン<sup>株</sup>代表取締役である。）をもとにしている部分が多く、それによって説得力が増している面がある。ただし、その反面、本章の議論がどの程度一般化可能か、疑問が残る。今後は、著者自身が自覚しているように、仮説の検証（ちなみに、「相関係数」（p.152）という用語の例示は誤りだと思われる。）や理論的な面からの補強が課題となろう。

第5章では、「産業構造転換を担うプレイヤーとしてのベンチャー企業の起業家が排出するような環境とは一体どういう環境か」（p.159）という問題が多角的に明らかにされる。そこでは、起業家を社会全体として認め評価する必要がある

ること、各種フォーラム、セミナーでみられるような「社会人教育」の範疇ではあまり成果が現れていないこと、ベンチャー企業の「稼ぎ」よりも「ベンチャースピリット」に注目する必要があることが指摘される。その上で、小・中学校での教育（初期教育環境）にも問題があること、大学では、他人に頼らない「自立」型学生でも、ベンチャー企業（不安定で社会的尊敬レベルが低い）よりも資格（公認会計士）や公務員を目指す傾向が強いことが明らかにされ、このような問題を解決するために「官僚（公務員）の無条件身分保障を一般企業と同様並に変革すること」（p.182）、「ハイリターンへの構造転換」（p.183）が提案される。

本章にも、前章同様の課題がある。この点については、著者が「研究要素のさらなる網羅的カバーレベルをアップし、実験サンプルを質量ともにレベルアップさせ、社会に貢献しうる実質的研究へ昇華させたい」（p.184）というとおりである。

第6章では、年々悪化していく日本の財政構造を改善するひとつのアプローチとして、起業支援・促進策が論じられる。ベンチャー企業（起業）に関する「社会教育」——社会において知識や知恵が共有されるプロセス——という観点から、『日本経済新聞』などを題材として明らかにされるのは、民間企業、行政、NPO、産官学連携、財界によって様々な社会教育が実施されており、「あらたまって講師などを設置しなくとも、企業同士がお互いのノウハウを共有」していること、行政の役割も「一方的な指導的教育から、…（中略）…協働的教育の場を設定することへと、役割が変化」しており、「ベンチャー企業をサポートするNPOの側面支援に特化すること」も一つの選択肢であること（pp.205-206）である。さらに、幼児・学童教育として「お金に対するきちんとした経済観念を植え付けることの重要性」（p.210）が指摘される。そして最後に、「起業家の倫理」の重要性が強調される。

以上のような内容をもつ本章には、「起業の動機」という点に関連して、いくつかの疑問がある。現実の起業動機として典型的に観察されるものは、自分の能力を試したい、発揮したい、というものである（国民生活金融公庫・総合研究所『新規開業白書』（各年版）などを参照）。だとすれば、少なくとも幼児や学童期には、「お金」に関する授業を充実させるよりは、自立心や独創性をのばすような教育の方が重要であろう。また、「ビジネス（企業）倫理」が重要であることは疑いないにしても、それをベンチャー企業や起業に限定する意味は乏しいと思われる。最近の雪印事件などにもみられるとおり、既存大企業にも同じことが言えるのである。

第7章では、日本の大学を例に、ベンチャービジネス教育が抱える問題やその普及のための施策が提示される。本章では、まず、日本におけるベンチャービジネス研究の系譜が簡単にレビューされた後、従来の研究がベンチャービジネス成功／失敗のケース紹介を中心としていて「論理的な検証を踏まえた研究が少ない」（p.219）ことが示され、そのことが日本の大学におけるベンチャービジネス研究の低迷に結びついていることが明らかにされる。その上で、日本において先進的なベンチャービジネス教育を実現している大学の講義内容を紹介し、日本の大学におけるベンチャービジネス教育の課題として、ベンチャービジネス研究・教育を担えるような専任の研究者・教育者が少ないこと、「大学発ベンチャー」の少なさにも現れているとおり大学教育が起業に結びつきにくいこと、その解決のためには小中教育から起業家教育を始め、それと大学の教育内容との連携を深めることが主張される。

本章は、以上のように、日本の大学におけるベンチャービジネス教育の事例紹介が中心となっている。今後期待されるのは、著者自身が主張するように「起業家研究などのVB関連研究が単なる実践学で終わるのではなくて、方法論を確立」すること、また「受講生が…（中略）…

実践性だけを期待するのではなくて、理論志向の態度を持つ」ことであろう。

第8章では、京都市地域を例に、地域に根付いた起業家教育の実態を紹介している。京都市域での起業家教育の特徴は、小学校から社会人にいたるすべての段階での起業家教育プログラム、特に中・高校レベルでのユニークなプログラム（「アントレの木」を利用したプログラム、「ジュニア・アチーブメント」を利用したプログラムなど）、社会人向けの数多くの実務的・専門的プログラム（手厚い個人指導プログラム）、地域の産学官連携をベースとした地域連携型起業家教育プログラム（京都市地域プラットフォーム事業）——にある。このうち、とくに注目されるものとして地域プラットフォーム事業がとりあげられ、起業家教育センター（財京都高度技術研究所、(株)京都ソフトウェアアプリケーション、京都リサーチパーク(株)によって設立）を実施主体にするもの（高校・専門学校・大学向け「バーチャル・カンパニー」プログラムおよび中学生向け「アントレの木」）、高校コンソーシアム京都によるもの、(財)大学コンソーシアム京都によるもの（インターンシップ事業、京都起業家学校）が紹介される。

本章の記述は、全体的に、京都地域の独自性を強調したものとなっている。著者の言うように「全国的なモデルとして他の地域・都市での展開」を可能とさせるためには、京都での試みのある程度一般化すること——地域の独自性と普遍性を峻別すること、が必要となろう。

最後の第9章では、まず、教育が起業、ひいては競争力、革新、社会的発展の重要な基礎となっていることが明らかにされた後、英国「マイクロ・ソサエティ」プログラムを題材に、初等教育における経済教育が論じられる。そこでは、このプログラムでとくに重視される学習目標が、コミュニケーション（国語）、数の応用（算数・数学）、他人との協力、問題解決、交渉、意思決定などであること、プログラムの導入にあたっては経済システム等の理解について教師が研修

を受けなければならないこと、プログラムの最後の授業では受講生による評価が行われてプログラムの有効性がチェックされること——が紹介される。そして、英国で非常に高く評価されているプログラムから日本が学ぶべき教訓として、市場経済メカニズム（競争の必要性）に関する教育が人間性の涵養にも有効であること、教師自身が経済メカニズムを十分に理解する必要があること、日本の実情にあった、他科目と有機的に関連した教材を開発する必要があること、その際、地域をベースとして初等・中等教育の教師、大学、産業界などが連携することが望ましいこと、が主張される。

本章は、英国におけるプログラムの紹介のみならず、日本の教育に対する示唆が与えられている点で、高く評価される。ただし、日本の小・中学校段階でどの程度の経済教育が必要かを検討するにあたっては、そもそも「義務教育」とは何か、について考察することが不可欠であろう。この点については今後の研究が望まれる。

以上、各章ごとにその内容を簡単に紹介し、短いコメントを与えてきた。その上で、本書全体を通しての課題を述べれば、次のようになる。第1に、そもそも、「ベンチャービジネス」とは何か、について検討する必要がある。よく言われるように、「ベンチャービジネス」に普遍的な定義はない。複数の著者からなる本論文集の場合は、「ベンチャービジネス」についての共通理解（定義）、あるいは少なくとも各論文の冒頭で、それぞれの「ベンチャービジネス」について定義を与える必要がある。

第2に、この点と関連して、ベンチャービジネスと中小企業との異同を明確にする必要がある。たとえば、日本の中小企業政策の法的基礎である「中小企業基本法」では、両者は区別されていない。また大学の授業でも、たとえば、「ベンチャービジネス経営論」と「中小企業経営論」、ひいては（一般の）「経営学」の内容は相当程度重複すると思われる。このような意味

でも、ベンチャービジネス、中小企業、あるいは（大企業も含む）企業一般との違いを明確にしておくことが必要であろう。

第3に、ベンチャービジネスは製造業に限らないことには留意が必要である。本書中での、イノベーション政策、TLOなどの記述をみる限り、本書で言うベンチャービジネスは製造業を念頭においていると思われる部分が多いが、実際には、いわゆるサービス・ベンチャーの存在も大きいからである。関連して、「イノベーション」の内容を明確にしておくことが有効であろう。

最後に、本書が日本のみならず、広く諸外国でのベンチャービジネスや起業家教育の実態を明らかにしている点は高く評価されるものの、そこから得られる日本への含意が乏しい点は残念である。本書中、日本への示唆が明確に与えられているのは、土井論文だけである。今後は、様々な地域での経験を、日本の起業家教育や政策に反映させることが望まれよう。